

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

2024 年 1 月改訂

日本生命健康保険組合

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当組合は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬情報等）、現金給付関係情報（埋葬分婉、出産・傷病手当金等、一部負担還元金・付加給付を含む）、レセプト関係情報（医療費、受診・治療情報等）、健康診査関係情報、健康管理に関する情報などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、以下の方針で取り扱います。

1. 個人情報の管理

- （１）個人情報の保護に関する当組合の「個人情報保護管理規程」を制定するとともに、個人情報保護法及び関係する法令等を遵守します。
- （２）当組合は、加入者から提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的の為にのみ使用致します。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用します。
- （３）当組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令並びに個人情報保護管理規程等に従い、対応いたします。
- （４）次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
 - ①個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化
 - ②個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するためのセキュリティ対策の実施
 - ③安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
 - ④個人情報の保護についての職員教育の徹底
- （５）当組合は個人情報の収集にあたり、健康保険法等の法令等で収集が義務付けられている場合を除き、加入者に対し、収集目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで

使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、第三者に提供はいたしません。

また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日・法律第 57 号）第 27 条第 1 項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。

（６）当組合の業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。

（７）当組合は、当組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、加入者からの請求により、速やかに訂正等を行います。

（８）個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、下記記載の当組合の窓口で受け付けます。

【窓 口】日本生命健康保険組合

TEL 06－6209－4868

受付時間 10:00～12:00 13:00～14:00

（土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く）

（９）本基本方針及び個人情報保護管理規程等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜変更します。

個人情報の利用目的

日本生命健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理
- ・保険給付及び付加給付の実施
- ・番号法に定める利用事務

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払
- ・被保険者の療養指導の実施
- ・海外療養費にかかる翻訳のための外部委託

- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健保連の高額医療給付の共同事業
- ・番号法に定める情報連携
- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

3. 保健事業に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・特定健診、保健指導の実施
- ・健康増進施設（保養所等）の運営

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
- ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
- ・医療機関への健診の委託
- ・健康増進施設（保養所等）の運営の委託
- ・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

【審査支払機関への情報提供を伴う事例】

- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に

係る加入者情報の照会及び提供

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・医療費分析・疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
- ・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画

6. その他

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7. 特定個人情報

番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
- ・保険給付及び任意継続被保険者（特例退職被保険者を含む）の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・特定健診データ

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書保存規程に則り、規定保存年数までキャビネット等の施錠可能な保管庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2)規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

同意を要する事項について

日本生命健康保険組合においては、以下の事項についてはいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

1. 高額療養費・一部負担還元金等の付加給付につきましては、個別の申請なしで自動計算し、事業主にデータ提供し、給与支給時に給与明細に計上して支給すること
2. 個別の申請に基づく、出産育児一時金等の現金による給付金については、事業主にデータ提供し、給与支給時に給与明細に計上して支給すること
3. 医療費通知は、被扶養者（家族）分もまとめて世帯単位で作成し、加入者本人に開示すること

※なお、3の医療費通知につきましては、加入者本人・家族の方を問わず、包括的な同意とさせていただきますが、家族の方で同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

共同事業の実施について

1. 健保組合連合会（以下「健保連」）との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）したデータ、もしくは明細書を健保連に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項のデータもしくは明細書の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・日本生命健康保険組合 実務担当職員
- ・健康保険組合連合会 担当職員

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

- ・当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。
- ・健康保険組合連合会においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である 1 月 1 千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

レセプトデータ等の管理責任者は、当組合常務理事と健保連のマネージャーです。

保有個人データ開示請求制度のご案内

○保有個人データの通知

- ・当パンフレットとホームページで通知すると共に公表します。

○保有個人データの開示の手続き方法

- ・日本生命健康保険組合「個人情報相談窓口」までご連絡ください。

※主な保有個人データ：組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書（老人医療に係るものを除く。）などのレセプトとレセプト以外の保有個人データ

※手数料：文書 1 件について、3 0 0 円（別途郵送費実費）

○保有個人データの訂正の手続き方法

- ・手続き等が予め定められている保有個人データの訂正（例：被扶養者申請等）

⇒所定の様式に沿ってご連絡ください。

- ・上記以外の訂正

⇒日本生命健康保険組合「個人情報相談窓口」までご連絡ください。

○保有個人データの利用停止の手続き方法

⇒日本生命健康保険組合「個人情報相談窓口」までご連絡ください。

匿名加工情報の作成および第三者提供について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では、個人情報を使用して匿名加工情報※を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

このたび、日本生命健康保険組合では、以下の通り匿名加工情報を作成し、第三者へ提供させていただきます。

提供に当たっては、個人情報保護法に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

※匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のこと。

1. 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- ・性別
- ・生年月
- ・医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）
- ・診療報酬請求書の情報
- ・健診・保健指導の情報

2. 匿名加工情報の提供方法

セキュリティが担保された電子的な手段または配送サービスを用いて提供

相談・お問い合わせ

日本生命健康保険組合

■TEL 06-6209-4868

〔受付時間〕10:00～12:00 13:00～14:00

＜土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く＞

■メール kenpo@nissay.co.jp

		2023.11.1現在
個人情報を取り扱う業務委託先一覧		
分野	委託業務内容	委託先
保健事業	特定保健指導・健康支援プログラム	SOMPOヘルスサポート株式会社
保健事業	検診の実施及び結果報告等付帯業務	公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター
企画・総務	バックアップテープ等の外部記憶媒体保管業務	株式会社日立システムズエンジニアリングサービス
全般	レセプト点検・健診結果データ入力	株式会社医療情報システム
給付	海外療養費算定業務	株式会社プレステージ・グローバルソリューション
適用	健康保険証作成業務	大日本印刷株式会社
保健事業	健康・介護チャンネル・こころのひろば 等	株式会社ライフケアパートナーズ
給付・適用	日本生命健康保険組合所管業務の事務代行	ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社
全般	システム運用・保守・開発・維持・保全	ニッセイ情報テクノロジー株式会社
全般	健保業務支援システム	ニッセイ情報テクノロジー株式会社
適用	特退保険料収納代行	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 事務サービス事業部
給付	柔道整復等療養費の点検業務の受託	ガリバー・インターナショナル株式会社
保健事業	健診事務代行サービス及び健康ICTツール「KENPOS」	株式会社イーウェル
給付	健保資格喪失に伴う未収金の回収業務	弁護士法人 舘野法律事務所
適用	健康保険被扶養者にかかる調査等に関する業務	株式会社オークス
保健事業	MEDICALLYサービス	メドケア株式会社 医療法人社団朋明会
保健事業	はつらつ制作企画	株式会社星和ビジネスリンク
保健事業	Wellness-Star☆糖尿病予防プログラム	日本生命保険相互会社 公益財団法人日本生命済生会日本生命病院 株式会社ライフケアパートナーズ
保健事業	ホームページ保守業務	株式会社法研関西
給付	WEB医療費通知システム	一般社団法人関西情報センター
保健事業	オンライン婦人科検診	株式会社LIFEM
保健事業	子宮がん検診バス	公益財団法人宮城県対がん協会
保健事業	保健事業コンサルティング	株式会社野村総合研究所
全般	印刷、仕分け、発送関係業務	株式会社イムラ
適用	医療情報サービス	日本システム技術株式会社
保健事業	保健事業コンサルティング	日本生命保険相互会社